

# 中野区立明和中学校PTA規約

第1章 総 則	
第1条	(名称) 本会は中野区立明和中学校PTA（以下「本会」と言う）と称する。
第2条	(所属団体) 本会は中野区立中学校PTA連合会に所属し、連携協力をする。
第3条	(設置場所) 本会は中野区立明和中学校（以下「本校」と言う）内に設置する。
第2章 目的および活動方針	
第4条	(目的) 本会は会員同士が相互の信頼の上協力し、生徒の幸福な成長を図るため活動することを目的とする。
第5条	(活動方針) 本校からの要請・依頼に基づき、以下の事項に従って協力・支援を行う。 ①本会は自主独立のものであり、他のどの機関からも干渉・支配を受けないと同時に、目的以外の活動に利用されてはならない。 ②特定政党、宗教思想に偏らない。 ③本会の名目でいかなる営利企業も支持、支援しない。 ④本校の人事や運営には干渉しない。
第3章 会 員	
第6条	(会員資格) 本校に在籍する生徒の保護者、副校長および勤務する教員が会員資格を有する。
第7条	(入会) 保護者は本会活動内容に同意の上、入会申込書に諸事記入し申し込むものとする。
第8条	(会費) 会員は会費を支払わなければならない。金額は別途「会計処理細則」内で定める。ただし、特別な事情・状況がある場合は、会長の承認をもって変更することができる。
第9条	(退会) 会員が生徒の在籍中に退会する場合は、書面にて退会理由を記載し本会に提出した後、会長の承認を得た上で退会することができる。
第10条	(会員の義務) 会員は平等に協力し合い、本規約および細則を守らなければならない。
第4章 役 員	
第11条	(職位および役割) ①本会は、次の役員を置き、役職は下記のとおりとする。 (1)会 長 本会を代表し、内外活動および会務・運営を司る。 (2)副会長 会長を補佐し、会長が職務を行えないときは代行する。また、会議の司会進行を行う。

	(3) 庶務 本会の会議運営の資料の準備および議事録作成を行う。
	(4) 会計 会費の管理、会務で必要な出納事務および決算書の作成を行う。また、会長の要請に応じて必要な報告をする。
	(5) 会計監査 役員経験者から選任し、決算内容を監査し、会計処理内容が適正・妥当に処理されているか結果を報告する。
	(6) 顧問 次の事項に基づき顧問を設置することができる。顧問はPTAで開催される会議に出席できる。 本会の会務・運営上の助言を必要とした場合、役員経験者から選任することができる。なお、任期は1年度限りとする。
	(7) 相談役 本会の会務・運営および委員会活動に助言を必要と判断した場合、会員から選任することができる。なお、任期は1年度限りとする。
	会長は所属団体、地域団体の要請により出席し、出席できない場合は代行者を選任する。副会長・庶務は、設置する各委員会の窓口担当をし、委員会活動をサポート、連絡調整を行う。なお、役員選出委員会は、次年度役員を選定・推薦するため、会議に現職役員が参加することはできない。
	② 役員の定数や選任方法は別途「役員選任細則」内に定める。
第5章 総会	
第12条	(最高決議機関) 総会は全会員をもって構成される、本会の最高決議機関である。
第13条	(定時総会および臨時総会) 総会には、毎年5月に開催する定時総会と、会長もしくは運営委員会、全会員数の5分の1以上が必要と判断し要望し開催する臨時総会の2種類とする。
第14条	(総会成立要件) 総会の定足数は、会員数の5分の1（委任状提出数も含む）とする。 ただし、会員が一堂に会せない状況であると役員会で判断した場合は、書面等による審議ができることとする。
第15条	(招集者) 総会は会長が招集する。会長は開催の3日前までに通知する。
第16条	(報告および決議事項) ① 総会では下記の事項については報告のみとする。 (1) 役員選出委員会による新役員選任報告 (2) 教職員による新役員選任報告 (3) 顧問・相談役選任報告 (4) 決算報告および会計監査報告 ② 総会では下記の事項については出席者の3分の2以上の賛成をもって可決とする。 (1) 本規約の改正もしくは廃止 (2) 本会解散・廃止・統合等の変更 ③ 総会では下記の事項については出席者の過半数をもって可決とする。 (1) 年間予算案 (2) 年度事業活動計画

(3) その他決議が必要な事項

第6章 執行部

第17条 (執行部の設置)

本会運営のため、会長・副会長・庶務・会計で執行部を構成し、総会等議案の作成・内外の協議・折衝・各会議準備および各行事に必要に応じて出席する。

第18条 (委員会への出席)

執行部は必要に応じて各委員会の会議に出席できるものとする。

第19条 (役員会)

執行部は運営委員会の前に、審議事項および内容の検討協議をするため、役員会を開催しなければならない。

第7章 運営委員会

第20条 (運営委員会の設置および審議内容)

本会は運営、会務の執行をするため、事案・内容・計画・方針等を審議決定する機関として運営委員会を設置する。開催においては会長が3日前までに招集する。

第21条 (会議の構成)

運営委員会は学校長、執行部および常設委員会の代表2名で構成する。なお、必要に応じて教職員も出席し発言することができるものとする。

第8章 常設委員会

第22条 (設置する委員会)

本会の各活動を実施・推進するため、各条の委員会を常設し、会員の中から選任する。それぞれの活動内容を各条に定める。

第23条 (学年代表委員会)

①学級ごとに委員を選任し、担当・担任教諭と協力し、学年および学級の活動を推進する。

第24条 (広報委員会)

①本校の生徒の活動や学校の情報などをまとめ、広報紙として発行・配布する。  
②広報紙の発行回数は、年度始めと年度終わりの年2回を基本とする。

第25条 (イベント委員会)

①本校内のイベント行事(体育祭、講演会、作品展等)開催において、学校側からの準備、協力の要請に応じ、対応する。  
②本会の活動目的として、生徒の安全・安心、会員の教養育成に基づく活動を行う。  
③生徒の安全、健全育成を目的として、夏季休暇中の防犯パトロールの実施をする。  
④資源の有効活用の一環として、標準服リサイクル活動を推進管理する。  
⑤その他、会員の知識・教養育成に関する推進活動をする。

第26条 (地域校外委員会)

本校、本会が所属する地区団体、外部団体の主催する活動、集会に要請に応じて参加する。

第27条 (役員選出委員会)

①次年度役員選出を行う。

(1)役員選出委員会の委員は、在籍する1・2年生会員で構成するものとする。

(2)役員選出委員は次年度役員選定候補者からは除外する。

	(3) 役員選出委員会は、「役員選任細則」に基づき、年度内に選定した役員候補者について執行部へ報告し、直近の運営委員会で審議、決定する。役員候補者選出決定は1月をめどにすることが望ましい。
	(4) 次年度役員を(2)で決定後、速やかに会員へ周知伝達し、次年度PTA総会で就任報告を行う。
第28条	(常設委員会共通事項)
	①常設委員会は正副委員長1名ずつを選出し、運営委員会に出席する。出席できない場合は、委員の中から代行者を選任する。学級代表委員は学年代表1名を選出する。運営委員会には各学年2名ずつ出席する。
	②常設委員会は活動内容について、運営委員会で報告する。また、立案された事項は、運営委員会の議を経て執行する。
第29条	(特別委員会の定義)
	特別委員会は、会長からの提案に基づき期間を限定して設置する委員会を言う。
第30条	(提案による特別委員会)
	①年度内において単発的課題、対応が必要と判断される事項について検討・準備を目的として、会長が運営委員会にて提案し、承認の上設置することができる。
	②①で設置された委員会は設置期間については有期とし、延長する場合は同様の手続きを行う。
第31条	(特別委員会共通事項)
	第28条と同様とする。
第9章 本会 会議体および委員会の体系図	
第32条	別添①とする。
第10章 会計・経理処理	
第33条	(会計年度)
	本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
第34条	(精算処理)
	会計は、所定の精算請求書式と支払いを証明する領収書・請求書を添付した内容を照合した上で、請求者へ支払いを行う。
第35条	(出納記録)
	会計は、「会計処理細則」に基づき、各種支払いおよび入金について台帳に記録する。
第36条	(通帳の管理)
	会計は、本会の所有する銀行口座を管理し、定期的に通帳を記録する。
第37条	(決算処理)
	会計は、各記録を基に会計年度末3月31日時点で本決算を報告書として作成する。なお、要求があった場合は中間決算報告をするものとする。
第38条	(監査報告)
	会計監査は、中間決算および本決算報告ならびに出納記録、添付資料等を確認し、内容が適正、妥当性の監査を行う。また、本決算報告については、PTA総会にて監査結果の報告を行う。
第11章 文化活動	
第39条	(サークル活動)

	本会にて承認した会員同士の親交・親睦を深めるためのサークル活動において支援する。
第40条	(サークル設立承認手続き)
	サークルを設立し、本会の承認を求める場合は、活動参加6名以上および活動内容等を記載した設立要望書を執行部へ提出し、会長の確認の上、運営委員会の承認を得なければならない。
第41条	(活動費の予算および経費申請)
	①承認されたサークルは活動における大会、発表会等の年間活動計画と併せ、出場・出展費用の予算申請をすることができる。
	②予算計上された出場・出展費用は、所定の精算請求書式と支払いを証明する領収書・請求書を添付して会計へ提出する。
第12章 個人情報保護	
第42条	(運用)
	本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。
第13章 細則及び附則	
第43条	(本規約の改廃)
	本規約の改廃は、PTA総会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
第44条	(細則の設置)
	①本規約の実務処理として細則を設置する。細則の改廃は運営委員会の承認を得る。
	②設置する細則は次のとおり
	(1) 役員選任細則 役員選任に係る規定および手続き
	(2) 会計処理細則 会計・経理事務処理に係る規定および手続き
	(3) 慶弔対応細則 会員の慶祝賀、弔事、表彰等の処理手続き
	(4) 個人情報取扱方法 会員の個人情報に係る取扱方法
第45条	本規則は令和3年4月1日から施行する。

